

第 7 章 介護保険サービスの見込み量と保険料

1 前計画の実績

(1) 前計画期間中の介護保険サービスの利用実績

①介護保険サービス給付額

前計画期間中の介護保険サービス給付額（介護予防サービスを含む）について、平成 27 年度の給付額は合計で 25,672 百万円でしたが、平成 28 年度は 25,890 万円まで増加しています。また、平成 29 年度の給付額についても、平成 28 年度より増加する見込みとなっています。

前計画策定時の計画値と実績値を比較すると、居宅サービスについてはほぼ計画値の通りとなっていますが、施設サービス及び地域密着型サービスについては実績値が計画値を下回っており、総給付費の実績値は、3 年間の合計で計画値を 5 % 程度下回る結果となる見込みです。

なお、地域密着型サービスと施設サービスの給付額が計画値よりも少なかった背景には、施設・居住系サービスの整備が当初の予定よりも進んでいないことなどがあります。

図表 7-1-1 介護保険サービス給付額の実績

単位：百万円

	平成 27 年度※1	平成 28 年度※1	平成 29 年度 (見込値※2)
施設サービス			
計画値（百万円）：A	8,385	8,226	8,332
実績値（百万円）：B	7,638	7,549	7,712
計画比（%）：B/A	91.1%	91.8%	92.6%
居宅サービス※3（介護予防を含む）			
計画値（百万円）：A	14,309	13,376	12,935
実績値（百万円）：B	14,254	13,357	13,090
計画比（%）：B/A	99.6%	99.9%	101.2%
地域密着型サービス（介護予防を含む）			
計画値（百万円）：A	4,091	5,673	6,148
実績値（百万円）：B	3,781	4,984	5,281
計画比（%）：B/A	92.4%	87.9%	85.9%
総給付費※4			
計画値（百万円）：A	26,785	27,274	27,415
実績値（百万円）：B	25,672	25,890	26,083
計画比（%）：B/A	95.8%	94.9%	95.1%

※1：平成 27～28 年度の実績値については、いわき市の介護保険特別会計報告に基づく数値を記載している。

※2：平成 29 年度の実績値については、厚生労働省の「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：介護予防支援・居宅介護支援を含む

※4：小数点以下を四捨五入して表示しているため、各サービスの給付費の合計と総給付費が一致しない場合がある。

②介護サービスの種類別利用者数

前計画期間における各サービスの年間利用者数については、図表 7-1-2 のようになっています。

図表 7-1-2 介護保険サービス種類別利用実績（年度別の年間利用者数、介護予防を含む）

単位：人／年

	平成 27 年度※ ¹	平成 28 年度※ ¹	平成 29 年度 (見込値※ ²)
施設サービス			
介護老人福祉施設	15,226	15,414	15,577
介護老人保健施設	13,410	13,379	13,388
介護療養型医療施設	1,634	1,588	1,498
居宅サービス			
訪問介護※ ³	58,737	57,258	46,869
訪問入浴介護	3,569	3,367	3,394
訪問看護	8,415	8,573	8,811
訪問リハビリテーション	2,134	2,392	3,051
居宅療養管理指導	11,685	12,163	13,397
通所介護※ ⁴	74,386	65,458	56,627
通所リハビリテーション	20,549	20,173	19,777
短期入所生活介護	12,015	12,520	12,162
短期入所療養介護（老健・病院等）	2,050	1,904	1,709
福祉用具貸与	70,328	73,119	75,442
特定福祉用具販売	1,796	1,753	1,744
住宅改修	1,591	1,512	1,498
特定施設入居者生活介護	5,067	5,621	6,002
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	5	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,694	2,340	2,159
小規模多機能型居宅介護	5,260	5,202	5,002
認知症対応型共同生活介護	6,104	6,243	6,361
地域密着型特定施設入居者生活介護	295	298	283
地域密着型介護老人福祉施設	3,223	3,356	3,439
看護小規模多機能型居宅介護	131	162	264
地域密着型通所介護※ ⁵		16,216	18,526
居宅介護支援・介護予防支援※ ⁶	138,265	142,204	132,258

※¹：平成 27 年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（年報）」、平成 28 年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※²：平成 29 年度の実績値については、厚生労働省の「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※³：平成 29 年 1 月から介護予防訪問介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、平成 28 年度以降利用者が減少している。

※⁴：平成 28 年 4 月から通所介護の一部が地域密着型通所介護に移行したこと、及び平成 29 年 1 月から介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、平成 28 年度以降利用者が減少している。

※⁵：平成 28 年 4 月から、通所介護の一部が地域密着型通所介護に移行。

※⁶：平成 29 年 1 月から介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて介護予防支援の利用者数が減少している。

③介護サービスの種類別保険給付額

前計画期間における各サービスの年間保険給付額については、図表 7-1-3 のようになっています。

図表 7-1-3 サービス種類別利用実績（年度別の年間保険給付額、介護予防を含む）

単位：百万円

	平成 27 年度※ ¹	平成 28 年度※ ¹	平成 29 年度 (見込値※ ²)
施設サービス			
介護老人福祉施設	3,642.7	3,651.9	3,765.9
介護老人保健施設	3,490.6	3,415.7	3,492.4
介護療養型医療施設	504.5	481.5	453.9
居宅サービス			
訪問介護※ ³	2,784.9	2,698.7	2,560.1
訪問入浴介護	178.2	168.7	173.8
訪問看護	240.9	257.3	273.4
訪問リハビリテーション	64.4	72.1	98.1
居宅療養管理指導	67.9	75.1	89.0
通所介護※ ⁴	5,060.1	4,146.4	3,865.1
通所リハビリテーション	1,167.7	1,113.2	1,119.7
短期入所生活介護	943.5	977.5	983.5
短期入所療養介護（老健・病院等）	144.9	153.7	144.7
福祉用具貸与	893.4	911.3	919.5
特定福祉用具販売	63.5	63.7	63.5
住宅改修	141.1	128.5	145.6
特定施設入居者生活介護	881.5	968.6	1,060.9
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.6	0.5	0.0
夜間対応型訪問介護	0.0	0.0	0.0
認知症対応型通所介護	314.6	282.8	268.4
小規模多機能型居宅介護	1,065.3	1,047.3	1,016.7
認知症対応型共同生活介護	1,480.9	1,511.7	1,584.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	62.0	61.1	59.5
地域密着型介護老人福祉施設	827.4	860.1	900.7
看護小規模多機能型居宅介護	29.2	35.8	60.2
地域密着型通所介護※ ⁵		1,184.9	1,391.1
居宅介護支援・介護予防支援※ ⁶	1,621.6	1,621.8	1,593.6

※1：平成 27 年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（年報）」、平成 28 年度の実績値は厚生労働省「介護保険事業報告（月報）」に基づく数値を記載している。

※2：平成 29 年度の実績値については、厚生労働省の「介護保険事業報告（月報）」の実績データに基づいて推計された数値を記載している。

※3：平成 29 年 1 月から介護予防訪問介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、平成 28 年度以降給付額が減少している。特に、平成 28 年度から平成 29 年度にかけての減少幅が大きい。

※4：平成 28 年 4 月から通所介護の一部が地域密着型通所介護に移行したこと、及び平成 29 年 1 月から介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、平成 28 年度以降給付額が減少している。

※5：平成 28 年 4 月から、通所介護の一部が地域密着型通所介護に移行。

※6：平成 29 年 1 月から介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて介護予防支援の給付額が減少している。

（２）施設・居住系サービスの基盤整備

本市では、前計画期間を通じ、在宅での生活が困難な要介護高齢者が、介護施設等に入所し様々な介護サービスを受けることができる施設・居住系サービスについて、基盤整備を進めてきました。また、施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスに含まれる部分に関しても、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするという観点から、整備を推進してきました。

前計画での整備目標に対し、施設・居住系サービスの整備の平成 29 年度末の整備状況見込みは図表 7-1-4 のようになっています。また、施設・居住系サービスのうち地域密着型サービスに含まれる部分について、日常生活圏域別の指定状況は図表 7-1-5 の通りとなっています。

図表 7-1-4 施設・居住系サービスの整備状況

単位：床

	平成 29 年度末の整備状況 (見込み)	前期計画での整備目標
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,580	1,696
大規模	1,270	1,270
地域密着型	310	426
介護老人保健施設	1,189	1,258
介護療養型医療施設	136	82
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	624	624
特定施設	1,106	1,139
軽費老人ホーム等	180	180
有料老人ホーム等	899	932
地域密着型	27	27

図表 7-1-5 施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスの整備状況
(平成 29 年度末時点(見込み))

区 分(介護予防含む)		合 計	第 1 圏域	第 2 圏域	第 3 圏域	第 4 圏域	第 5 圏域
	単位		平市街地	平北部	平東部	平南部	小名浜市街地・東部
地域密着型特別養護老人ホーム	床	310	29			29	58
認知症高齢者グループホーム	床	624	72	45	9	36	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	床	27	18			9	

区 分(介護予防含む)		第 6 圏域	第 7 圏域	第 8 圏域	第 9 圏域	第 10 圏域	第 11 圏域
	単位	小名浜西部	小名浜北部	勿来中部・南部	勿来北部・田人	常磐・遠野	内郷
地域密着型特別養護老人ホーム	床	29	29	29	20	29	29
認知症高齢者グループホーム	床	27	27	45	99	48	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	床						

区 分(介護予防含む)		第 12 圏域	第 13 圏域	第 14 圏域
	単位	好間・三和	四倉・久之浜・大久	小川・川前
地域密着型特別養護老人ホーム	床	29		
認知症高齢者グループホーム	床	27	36	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	床			

＜日常生活圏域の設定について＞

地域密着型サービスの基盤整備にあたっては、「日常生活圏域」ごとにサービス整備目標を定めることとされています。

この日常生活圏域とは、高齢者が要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、相談やサービス利用が完結することを目指した圏域（エリア）であり、高齢者が日常生活活動を営む地域を考慮して、第4次計画において設定したものです。

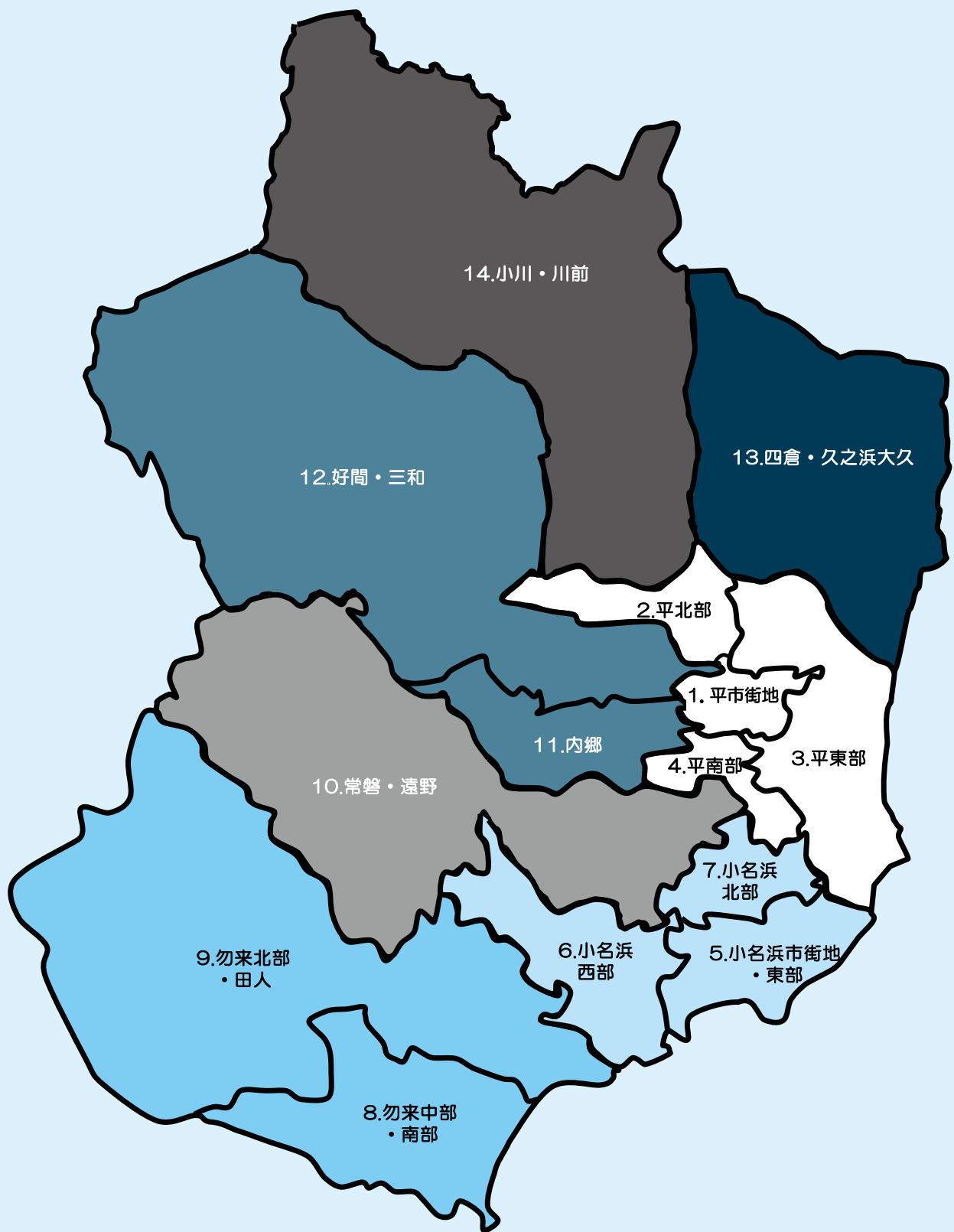
また、身近な地域において計画的な整備を進めることを目的に、地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービス（地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム）について、日常生活圏域ごとに定めた整備目標量を超える場合には、市は事業所の指定を拒否できることとなっています。

本市の日常生活圏域の考え方としては、行政区や小学校、公民館、支所、地区保健福祉センターなどがあります。この圏域について、個々の地域の範囲が小さい方が、高齢者に対しきめ細かい対応を行っていくことができると考えられる反面、地域が小さくなりすぎると、各地域の状況把握やサービス基盤整備を進めていくことが困難になるということも考えられます。また、支所単位とした場合は、中山間地域などでサービスの確保が難しくなる反面、市街地にサービスが集中してしまうことが考えられます。

このようなことから、本市では日常生活圏域として、次のとおり14の圏域を設定しています。

図表7-1-6 本市の日常生活圏域一覧表

日常生活圏域名		地区・町名等
第1圏域	平市街地	平・北白土・南白土・谷川瀬・鎌田・明治団地・平成・内郷小島町・小島町
第2圏域	平北部	上平窪・中平窪・下平窪・中塩・四ッ波・幕ノ内・鯨岡・大室・赤井・石森
第3圏域	平東部	中山・小泉・上高久・下高久・塩・上神谷・中神谷・下神谷・上片寄・下片寄・豊間・薄磯・沼ノ内・神谷作・上山口・下山口・山崎・菅波・荒田目・上大越・下大越・藤間・泉崎・原高野・馬目・絹谷・北神谷・水品・鶴ヶ井
第4圏域	平南部	上荒川・下荒川・吉野谷・自由ヶ丘・郷ヶ丘・中央台・若葉台
第5圏域	小名浜市街地・東部	江名・折戸・中之作・永崎・小名浜・上神白・下神白・岡小名・南富岡・大原・洋向台・湘南台
第6圏域	小名浜西部	葉山・泉町・本谷・滝尻・下川・黒須野・玉露・泉ヶ丘・泉玉露・泉もえぎ台・中部工業団地・渡辺町洞・泉田・昼野・田部・松小屋・上釜戸・中釜戸
第7圏域	小名浜北部	小名浜相子島・住吉・島・野田・岩出・林城・金成・玉川町・鹿島町御代・船戸・久保・上蔵持・下蔵持・走熊・下矢田・鹿島・米田・飯田
第8圏域	勿来中部・南部	錦町・勿来町・川部町・沼部町・三沢町・山玉町・瀬戸町・富津町
第9圏域	勿来北部・田人	植田町・後田町・仁井田町・高倉町・江畑町・添野町・石塚町・東田町・佐糠町・岩間町・小浜町・山田町・金山町・中岡町・南台・田人地区全域
第10圏域	常磐・遠野	常磐地区全域（若葉台を除く）・遠野地区全域
第11圏域	内郷	内郷地区全域（内郷小島町・小島町を除く）
第12圏域	好間・三和	好間地区全域・三和地区全域
第13圏域	四倉・久之浜・大久	四倉地区全域・久之浜・大久地区全域
第14圏域	小川・川前	小川地区全域・川前地区全域



2 介護保険サービスの給付見込み量推計

(1) 推計方法の概略

本計画期間における、介護保険サービスの給付見込み量について、次の手順に従って実施しました。

《推計の手順》

- (1) 本計画期間の将来人口を推計。
- (2) 近年の要介護・要支援認定者数、及び認定率の推移の分析に基づき、本計画期間の要介護・要支援認定者数を推計。
- (3) 今後の整備計画に基づく、本計画期間の施設・居住系サービスの利用定員に、過去の利用率等を加味して、本計画期間の施設・居住系サービス利用者数を推計。
- (4) 要介護・要支援認定者数から上記(3)で推計した施設・居住系サービスの利用者数を除き、「在宅サービス対象者数」を推計。これに過去の利用実績に基づき設定した在宅サービスの利用率を乗じ、本計画期間における各サービスの利用者数を推計。
また、一部のサービスについては、過去の利用実績から本計画期間における「利用者一人あたりの利用回数」を設定し、これを各サービスの利用者数に乗じて全体の利用回数を推計。
- (5) 施設・居住系サービス及び在宅サービスの利用者数（一部の在宅サービスについては利用回数）に、過去の利用実績から設定した単価（1人あたり、または1回あたりの保険給付額）を乗じ、保険給付額を算出。

（２）施設・居住系サービスの整備に関する方針及び基本的な考え方

①本市の施設整備方針

本市では、これまで「市高齢者保健福祉計画」に基づき、施設・居住系サービスの整備を進めてきました。

高齢化の進行に伴う介護サービス需要の増加に加え、認知症高齢者、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加にも対応するため、本市では今後も施設・居住系サービスの整備に取り組みます。また、現在国を挙げて進められている「介護離職ゼロ」に向けた取り組みや、地域医療構想の推進に伴う介護施設等の追加的需要等も踏まえつつ、一方で介護人材の確保が困難であるという現状についても勘案しながら、在宅サービスと施設サービスとのバランスがとれた基盤整備を図っていきます。

なお、施設・居住系サービスの整備にあたっては、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位での地域ニーズを踏まえながら整備を進めます。

②施設・居住系サービスの整備目標の設定

【地域密着型介護老人福祉施設（新規整備）】

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下）について、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活することができるよう、入所希望者の待機状況などを踏まえつつ、本計画期間中に市全域で 58 床分の整備することとします。

整備を行う日常生活圏域については、14 圏域のうち、65 歳以上人口に対する施設の充足率が市内平均より低い 9 圏域を対象とし、事業所からの応募状況などを踏まえながら整備を行います。

整備対象圏域

第 1 圏域 平市街地、第 2 圏域 平北部、第 5 圏域 小名浜市街地・東部、
第 6 圏域 小名浜西部、第 8 圏域 勿来中部・南部、
第 10 圏域 常磐・遠野、第 11 圏域 内郷、第 12 圏域 好間・三和、
第 14 圏域 小川・川前

【介護老人福祉施設（併設ショートステイ床からの転換整備）】

介護老人福祉施設への入所を希望しているものの、すぐに入所できないために短期入所生活介護を長期的に利用するといった、本来のサービスの趣旨とは異なる利用実態を解消し、併せて特別養護老人ホームの量的確保を図るため、介護老人福祉施設に併設するショートステイ床の一部を介護老人福祉施設へ転換することにより、必要床数の確保を図ります。

なお、転換にあたっては、ショートステイのレスパイトケア機能等の必要性に鑑み、稼働率等を考慮したうえで施設毎に転換する床数を決定します。入所希望者の待機状況などを踏まえ、本計画期間中に市全域で 60 床分の整備を目指します。

【介護老人保健施設】

介護老人保健施設については、平成 30 年に施行された改正介護保険法において、施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることが、より明確化されました。なお、介護老人保健施設については、一定程度の整備が図られていることから、新規及び既存施設の増床については、整備目標を設定せず、現状を維持することとします。

介護老人保健施設の定義（下線部が今回の法改正により追加）

介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるように支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常性格上の世話をを行うことを目的とした施設。

【介護療養型医療施設・介護医療院】

介護療養型医療施設については、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となる予定でしたが、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第52号）により、廃止の期限が平成36(2024)年 3 月31日まで延期されることになりました。

なお、新たな転換先として、平成 30 年 4 月 1 日から「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた「介護医療院」が創設されることになりました。こうした動きを受け、今後は介護療養型医療施設から介護医療院等への転換を円滑に進めることができるよう、支援を行っていきます。

なお、介護医療院については、平成36(2024)年 3 月31日をもって廃止となる介護療養型医療施設や、地域医療構想の推進に伴う医療療養病床等からの転換分についてのみ整備することとし、新規の施設整備についての目標は設定しないこととします。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、今後は認知症の高齢者の増加が見込まれることから、必要量に対する供給能力の確保が重要であると考えられます。また、介護老人福祉施設の重点化に伴い入所者の条件が原則として要介護 3 以上に限定されたことを受け、認知症の要介護者の住まいとして、グループホームの役割は今後ますます大きくなると考えられます。こうした状況を踏まえ、今後のニーズ等を検討した結果から、本計画期間中に市内全域で 36 床分の整備を予定しています。

地域の設定については、14 圏域のうち、65 歳以上人口に対するグループホームの充足率が市内平均より低い 8 圏域を整備圏域の対象とし、事業所の応募状況などを踏まえながら整備を行います。

整備対象圏域

第 3 圏域 平東部、第 4 圏域 平南部、第 5 圏域 小名浜市街地・東部、
第 6 圏域 小名浜西部、第 8 圏域 勿来中部・南部、
第 10 圏域 常磐・遠野、第 12 圏域 好間・三和、
第 13 圏域 四倉・久之浜・大久

【特定施設入居者生活介護】

特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の重点化により、要介護者の住まいとしての役割が今後ますます大きくなると見込まれます。現状における介護老人福祉施設の入所希望者の要介護度や認知症自立度の状況などを踏まえて検討した結果から、本計画期間において、全市で60床分の整備を予定しています。

【養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）】

養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）については、すでに一定程度の整備が図られていることや、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住宅型施設の整備が進んできている状況などを受け、本計画期間中に新たな整備は行わず、現状を維持することとします。なお、老朽化が進んでいる施設も見られるため、老朽化対策等の検討については、本計画期間中にも行っていきます。

図表 7-2-1 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の基盤整備を行う圏域

日常生活圏域		地域密着型 介護老人福祉施設	認知症対応型 共同生活介護
第1圏域	平市街地	○	
第2圏域	平北部	○	
第3圏域	平東部		○
第4圏域	平南部		○
第5圏域	小名浜市街地・東部	○	○
第6圏域	小名浜西武	○	○
第7圏域	小名浜北部		
第8圏域	勿来中部・南部	○	○
第9圏域	勿来北部・田人		
第10圏域	常磐・遠野	○	○
第11圏域	内郷	○	
第12圏域	好間・三和	○	○
第13圏域	四倉・久之浜・大久		○
第14圏域	小川・川前	○	

※○の付いている圏域に対し、サービスの基盤整備を行う。

③施設・居住系サービスの年度別整備目標

本計画期間中の各年度における、施設・居住系サービスの整備目標は次のとおりです。

図表 7-2-2 本計画期間における、施設・居住系サービスの年度別整備目標

施設等種別	第 6 期計画	第 7 期計画				平成 32 年度末 見込み (目標値)
	平成 29 年度末 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計	
介護老人福祉施設	1,580	60	58		118	1,698
大規模	1,270	60			60	1,330
地域密着型	310		58		58	368
介護老人保健施設	1,189					1,189
非転換	1,168					1,168
介護（医療）療 養型からの転換	21					21
介護療養型医療施設	136					136
介護医療院		59				59
非転換						
介護（医療）療 養型からの転換		59			59	59
認知症対応型 共同生活介護	624		36		36	660
特定施設入居者 生活介護	1,106		60		60	1,166
介護専用型						
混合型	1,079		60			1,139
地域密着型	27					27
合 計	4,635	119	154		273	4,908

※公募により順次整備していく予定（介護（医療）療養型からの転換を除く。）ですが、事業所選定結果等の状況によって、整備時期等が変動する可能性があります。

④施設・居住系サービスの年度別整備目標

ここでは、介護保険法定給付及び地域支援事業以外に、本市が提供する福祉サービスの事業量について示します。

	見込み量	現在の状況
養護老人ホーム	2 施設 180 人分	2 施設 180 人分 ・ 徳風園…100 人分 ・ 千住荘… 80 人分
軽費老人ホーム (従来のケアハウス)	5 施設 180 人分	5 施設 180 人分 ・ 日之出荘 …80 人分 ・ ハートフルなこそ…30 人分 ・ ケアハウスかしま…20 人分 ・ ケアハウス恕宥荘…20 人分 ・ ケアハウス小名浜…30 人分
経過型 (従来の A 型・B 型)	1 施設 50 人分	1 施設 50 人分 ・ 悠々の里…50 人分
老人福祉センター	4 施設	4 施設 ・ 平老人福祉センター ・ 勿来老人福祉センター ・ 内郷老人福祉センター ・ 四倉老人福祉センター
老人憩いの家	1 施設	1 施設 ・ 小名浜老人憩いの家

（３）介護保険サービスの給付見込み

①介護給付等対象サービス必要量の確保に向けた方策

本市の広域性や日常生活圏域を踏まえ、地域ケア会議を活用しての課題解決に努めると共に、サービス事業者の活動エリアとサービス体制を把握しながら、地域包括ケアシステムの構築に向け必要量（目標量）の確保を図ります。

【居宅サービス】

居宅サービスとは、在宅での介護を中心に自立した生活を送ることを目的にその方の心身の状態に応じたサービスを提供するものです。

○訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護について、必要量に対する供給能力は十分満たされると見込んでいます。

ただし、中山間地域等の需給動向に十分留意し、不足が見込まれる場合には、事業者の誘導を行うなど必要な対策を検討します。

○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護について、必要量に対する供給能力は十分満たされると見込んでいます。

ただし、中山間地域等の需給動向に十分留意し、不足が見込まれる場合には、事業者の誘導を行うなど必要な対策を検討します。

○訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護について、必要量に対する供給能力は十分満たされると見込んでいます。

ただし、需給動向に十分留意し、不足が見込まれる場合には、提供体制の充実など、必要な方策を検討します。

○訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションについては、東日本大震災復興特別区域法に係る特例措置が平成33(2021)年3月で終了するため、必要量に対するサービスの供給が適切に行えるよう、関係機関への働きかけを通じ、引き続き市内のリハビリテーション体制の充実に努めます。

○居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導については、通院が困難な利用者が在宅での生活を続けていくために重要なサービスであるため、必要量に対するサービスの供給が適切に行えるよう、関係機関への働きかけにより提供体制の充実を図るなど、必要な対策を検討します。

○通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護について、必要量に対する供給能力は十分満たされると見込んでいます。

ただし、中山間地域等の需給動向に十分留意し、不足が見込まれる場合には、事業者の誘導を行うなど必要な対策を検討します。

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションについては、医療機関等への働きかけを通じ、リハビリテーション体制の強化を図っていきます。

また、中山間地域等の需給動向に十分留意し、既存事業所の利用が困難な場合は、必要な施策等を検討します。

○短期入所生活（療養）介護・介護予防短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）

短期入所生活（療養）介護については、利用意向が高く、介護者の負担軽減を図るうえで非常に有用なサービスのため、事業者との協議の上、整備の誘導や空きベッドの情報の共有により、既存のベッドの稼働率を向上させるなど、より多くの利用が可能となるよう方策を検討します。

○福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与については、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減のために重要なサービスであるため、必要量に対し十分な供給能力が確保できるよう、必要な方策を検討します。

○特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売については、福祉用具貸与と同様に、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減のために重要なサービスであるため、必要量に対し十分な供給能力が確保できるよう、必要な方策を検討します。

○住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修については、介護が必要な状態になってからも自宅での生活を続けていくために重要なサービスであるため、必要量に対し、適切に対応できるような体制の整備を進めるとともに、利用者の状態に応じた適切な対応が行われるよう、相談体制についても充実・強化に努めます。

○特定施設入居者生活介護（大規模介護専用型、介護専用型以外）

特定施設入居者生活介護については、本計画における整備目標に基づいて整備を図るとともに、利用者のニーズに合わせた適切なサービスが提供されるよう、事業者との連携を進めていきます。

○居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援及び介護予防支援については、介護サービスや介護予防サービスが必要な方に対し、適切なサービスを提供するための方針を定める重要なサービスであるため、介護支援専門員と連携し、サービスの提供体制整備に努めます。また、ケアマネジメントの質の向上を図るために必要な対策についても検討していきます。

【地域密着型サービス】

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域と住まいで可能な限り生活が継続できるように、身近な地域での生活を支えるためのサービスを提供するものです。

地域密着型サービスは原則としていわき市民のみが利用できるものであり、地域包括ケアシステムの構築・深化に関する取組みにおいても、地域の生活を支える基盤として重要な役割を果たすサービスです。

○認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護については、需給状況を見極めつつ、必要量に対する供給能力が確保できるよう努めます。なお、供給能力の不足が見込まれる場合には、事業者との協議を通じ、認知症高齢者グループホームのリビングを活用してサービスの提供を行うなど、必要な対策を検討していきます。

○夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護について、現状ではまだ供給体制が整っていませんが、今後のサービス需要等を見極めながら、必要な対策を検討していきます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、現状ではまだ供給体制が整っていませんが、高齢者が住み慣れた地域で生活していくうえで必要なサービスであることから、本計画期間中に供給体制を整備することを目指し、今後のサービス需要等を見極めながら必要な対策を検討していきます。

○小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護については、本市の全日常生活圏域でサービスを利用することができるよう、事業者の参入意向を踏まえつつ、供給体制の整備を進めていきます。

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、「住み慣れた地域での小規模共同生活」という本サービスのあり方は、認知症高齢者の安定した生活を支援する有効な選択肢のひとつと考えられることから、本計画期間においても、整備目標に基づき、各日常生活圏域における供給体制の整備を進めていきます。

○地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下）については、既存の介護専用型特定施設を指定するなど、事業者との連携を図り対応します。

○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム）については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、本計画の整備目標に基づき整備を進めていきます。

○看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護については、利用意向等を見極めながら必要な対策を講じます。

○地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員 18 人以下の小規模の通所介護が地域密着型サービスに移行され、平成 28 年 4 月より新たに創設されたサービスです。

地域密着型通所介護については、利用意向等を見極めながら、必要量に対する供給能力が確保されるよう、事業者等と連携を図るなど対応の検討をします。

【施設サービス】

施設サービスとは、在宅での介護が困難になった方が介護保険施設に入所し、日常生活の介護や看護、リハビリテーションや健康管理などのサービスを受けるものです。

なお、これまでは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設施設の 3 種類でしたが、本計画期間より介護医療院が新設されます。

施設サービスの整備に関しては、本書 124～127 ページに記載した考えに基づき、整備を進めていきます。

②施設サービスの利用者数

介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院（本計画より新設）について、今後の整備計画や過去の利用状況などに基づき、1ヶ月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表 7-2-3 本計画期間における、施設サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設サービス利用者数		2,844	2,943	2,996
	対高齢者人口比	2.9%	3.0%	3.8%
介護老人福祉施設		1,280	1,330	1,330
	要介護 1	6	6	7
	要介護 2	26	28	27
	要介護 3	288	299	299
	要介護 4	480	499	499
	要介護 5	480	498	498
地域密着型介護老人福祉施設		310	310	363
	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	16	16	19
	要介護 3	89	89	105
	要介護 4	95	95	111
	要介護 5	110	110	128
介護老人保健施設		1,119	1,119	1,119
	要介護 1	80	80	80
	要介護 2	170	170	170
	要介護 3	329	329	329
	要介護 4	313	313	313
	要介護 5	227	227	227
介護療養型医療施設		125	125	125
	要介護 1	1	1	1
	要介護 2	1	1	1
	要介護 3	11	11	11
	要介護 4	54	54	54
	要介護 5	58	58	58
介護医療院※		10	59	59
	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	1	5	5
	要介護 4	4	26	26
	要介護 5	5	28	28

※本計画期間より新設

③居住系サービスの利用者数

居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）について、整備計画や過去の利用状況などに基づき、1ヶ月あたりの利用者数を以下の通り推計しました。

図表 7-2-4 本計画期間における、居住系サービスの利用者数の推計値

単位：人／月

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居住系サービス利用者数		1,081	1,161	1,195
	対高齢者人口比	1.1%	1.2%	1.5%
認知症対応型共同生活介護		556	561	591
	要支援 2	0	1	1
	要介護 1	55	55	58
	要介護 2	98	99	104
	要介護 3	214	216	228
	要介護 4	101	102	107
	要介護 5	88	88	93
特定施設入居者生活介護		498	573	577
	要支援 1	14	16	16
	要支援 2	23	27	27
	要介護 1	87	100	101
	要介護 2	104	120	121
	要介護 3	106	121	122
	要介護 4	90	104	105
	要介護 5	74	85	85
地域密着型特定施設入居者生活介護		27	27	27
	要介護 1	1	1	1
	要介護 2	3	3	3
	要介護 3	9	9	9
	要介護 4	4	4	4
	要介護 5	10	10	10

④在宅サービスの給付量の見込み

ア 在宅サービスの給付量の見込み（介護給付）

在宅サービス（介護給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表 7-2-5 本計画期間における、在宅サービス（介護給付）の給付量の推計値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅サービス				
訪問介護	回／年	908,778	892,559	894,022
訪問入浴介護	回／年	15,257	14,888	14,786
訪問看護	回／年	50,479	49,392	49,404
訪問リハビリテーション	回／年	32,634	32,051	32,473
居宅療養管理指導	人／年	13,404	13,128	13,152
通所介護	回／年	473,516	477,077	481,416
通所リハビリテーション	回／年	121,885	121,520	122,430
短期入所生活介護	日／年	120,749	119,186	119,687
短期入所療養介護（老健・病院等）	日／年	13,812	13,807	13,834
福祉用具貸与	人／年	66,684	66,144	66,468
特定福祉用具販売	人／年	1,680	1,752	1,884
住宅改修	人／年	1,092	1,020	1,056
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／年	60	348	348
夜間対応型訪問介護	人／年	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／年	25,670	25,338	25,160
小規模多機能型居宅介護	人／年	4,716	4,908	4,932
看護小規模多機能型居宅介護	人／年	252	252	252
地域密着型通所介護	回／年	177,602	178,711	180,494
居宅介護支援	人／年	110,472	109,980	110,568

イ 在宅サービスの給付量の見込み（介護予防給付）

在宅サービス（介護予防給付）について、過去の利用状況などに基づき、年間給付量の見込みを以下の通り推計しました。

図表 7-2-6 本計画期間における、在宅サービス（介護予防給付）の給付量の推計値

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	回／年	36	36	36
介護予防訪問看護	回／年	1,108	1,108	1,108
介護予防訪問リハビリテーション	回／年	2,869	2,869	2,984
介護予防居宅療養管理指導	人／年	252	252	252
介護予防通所リハビリテーション	人／年	4,068	4,092	4,116
介護予防短期入所生活介護	日／年	1,463	1,463	1,463
介護予防短期入所療養介護（老健・病院等）	日／年	94	94	94
介護予防福祉用具貸与	人／年	10,164	10,212	10,272
介護予防特定福祉用具販売	人／年	432	456	492
介護予防住宅改修	人／年	492	456	480
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回／年	206	206	206
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／年	336	348	336
介護予防支援	人／年	19,632	19,716	19,824

3 介護保険事業に係る給付費等の見込み

(1) 介護保険事業費及び地域支援事業費の見込み

介護保険事業費及び地域支援事業費の推計結果については、次の通りです。

図表 7-3-1 本計画期間における、介護保険事業費（給付額）の見込み

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設・居住系、及び在宅サービス給付費	26,258,361 千円	27,092,762 千円	27,778,696 千円
特定入所者介護サービス費（補足的給付）	895,083 千円	887,858 千円	908,318 千円
高額介護サービス費等	606,151 千円	650,950 千円	679,896 千円
高額医療合算介護サービス費等	68,653 千円	70,313 千円	72,014 千円
審査支払手数料	26,438 千円	28,639 千円	28,882 千円
合計	27,854,686 千円	28,730,522 千円	29,467,807 千円

※1：小数点以下を四捨五入して表示しているため、各区分の合計と一致しない場合がある。

図表 7-3-2 本計画期間における、地域支援事業費（給付額）の見込み

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,101,393 千円	1,139,477 千円	1,159,855 千円
包括的支援事業・任意事業	594,371 千円	635,002 千円	641,990 千円
合計	1,695,764 千円	1,774,479 千円	1,801,845 千円

※1：小数点以下を四捨五入して表示しているため、各区分の合計と一致しない場合がある。

(2) 第1号被保険者の保険料

介護保険事業費及び地域支援事業費の給付額に、介護保険会計に対する国庫負担分（財政調整交付金）、保険料の予定収納率等を加味し、第1号被保険者の所得段階別の人数を考慮して、第1号被保険者の保険料基準額を、6,068円と算出しました。

第1号被保険者の保険料は、この保険料基準額に所得段階別の割合を乗じて1か月あたりの金額を算出したのち、12倍し、100円未満を四捨五入することで年額を算出しています。なお、算出結果は以下の通りです。

図表 7-3-3 本計画期間における第1号被保険者の保険料

所得段階区分	年額 (円)	対象者
第1段階 (45%)	32,800円	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方
第2段階 (75%)	54,600円	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階 (75%)	54,600円	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える方
第4段階 (88%)	64,100円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方
第5段階 (100%)	72,800円	・同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超える方
第6段階 (113%)	82,300円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方
第7段階 (125%)	91,000円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の方
第8段階 (150%)	109,200円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階 (175%)	127,400円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
第10段階 (190%)	138,400円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方
第11段階 (200%)	145,600円	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方

※ 平成27年度以降、第1段階の保険料率を公費負担により、50%から45%へ軽減している。